

特定非営利活動法人多摩川センターの活動

特定非営利活動法人多摩川センター 事務局長 内田 哲夫

1. はじめに

NPO法人多摩川センター（以下、多摩川センター）が設立された経緯は、東京都が1991年（平成3年）から1992年（平成4年）にかけて設置した「TAMARAいふ21」が発端になった。

「TAMARAいふ21協会」が事業の一つとして設置した「多摩川復権部会」（後に多摩川研究会）が1993年に提出した基本提言に位置付けられている。

基本提言は、「提言1. 多摩川流域の総合的水循環の保全と回復」、「提言2. 多摩川の自然環境の保全と回復」、「提言3. 多摩川文化の発掘・継承と創造」、「提言4. 市民ネットワークの形成」、「提言5. (仮称)多摩川センターの設立」である。提言の中で、(仮称)多摩川センターは、基本提言1～4を柱として、多摩川情報収集、発信の拠点、住民の参加、ボランティア活動の支援、市民ネットワークの維持などを目的とするセンター機関として位置付けられている。これをもとに、市民・研究者・行政などの有志により1994年（平成6年）に多摩川センターが設立。その後、任意団体として活動を続け、1998年に施行された特定非営利活動法人促進法に基づく「特定非営利活動法人」の資格取得を東京都に申請し、2000年1月に都知事より認証を受け、現在に至っている。

2. 多摩川センターの事業の展開

現在、多摩川センターは事業を4にわけて活動を行っている。

【自主事業】 センター独自に実施している事業。主に流域の市民に対して市民活動の記録集の作成、川に関する人材の養成等の業務。設立当初から設定されている事業で、市民活動レポート「リバーレポート」や情報誌「リバーニュース」の発行、川のインストラクターのための講座「多摩川学校」などが含まれる。本事業は主に助成金、協賛金などにより運営されている。

【受託事業】 多摩川の自然・文化に関わるテーマなどについて、民間団体や国、自治体から受託された事業。常に活動目的を考え、スタッフが企画・プロポーザル等を行いながら事業化したものや地域の市民活動の支援やパートナーシップによる川づくりを目的としたものが主体となっている。事業受託の条

件としては、①地域の市民活動の支援に繋がる事業であること、②市民環境科学の視点^{注1}を生かせる事業であること、③市民が参加する事業であること、などを柱としている。本法人の運営に係る事務所経費などの多くは、受託事業により賄っている。

【ボランティア協力事業】 市民団体や流域のネットワーク活動の支援を目的とした事業。市民団体の事務局代行や運営事務局協力などを行う事業。近年の主な業務は「多摩川市民フォーラム事務局業務（多摩川市民フォーラム：2000～2002年度）」、「西暦2000年の多摩川を記録する運動事務局業務（西暦2000年の多摩川を記録する運動実行委員会）」、「身近な水環境の全国一斉調査アンケート調査事務局（みずとみどり研究会：2003年度）」、「TRM検討協議会事務局業務（TRM検討協議会：2003年度）」などがある。

【多摩川流域研究事業】 主に川に関する情報の収集や、多摩川をフィールドとした総合的な学習、生涯学習などのプログラムの検討や研究などを実施している。

これら4の事業を展開しながら、活動目的を整理し①多摩川流域の情報の収集、②市民ネットワークの維持、③多摩川に関わる「専門家」の育成などを基本方針にして活動を行っている。

多摩川センターの業務の特徴として、実施している多くの業務が、多摩川とその流域が対象となっている。そのため、それぞれの業務を連携させることにより相乗的な効果が期待できる。これまでの既存の組織では、業務がひとつひとつ分断され、横断的な視点を持って各業務に取り組むことは難しかったが、地域密着型のNPO法人であるからこそ、それが可能であり多摩川センターの事業特性ともなっている。

3. パートナーシップの枠組みづくり

多摩川における行政・市民・企業の協働事業についての枠組みづくりは、パートナーシップではじめられる<いい川づくり>の提言に見ることができる（流域交流懇談会、1996）。

提言の中で、「提言1 川づくり・流域づくりにかわる市民（団体）・企業・行政・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築」、「提言2 パートナ

ーシップを実現する5つのしくみくいい川づくり推進システムの実現」、「提言3 くいい川づくりを実現する具体的な3つの方策」が謳われ、目標として合意形成・情報・人材育成・資金のシステムづくりと、サポート集団の形成、具体的な3つの取り組みとして、緩やかな合意形成の場づくり『流域懇談会の設置』、自立した継続した活動拠点の整備『流域活動センター』、市民（団体）によるくいい川づくりの実践（市民活動活性化、支援事業の創設）などがあげられている。

この提言を受け多摩川では建設省京浜工事事務所（現在、国土交通省京浜河川事務所）が1998年（平成10年）に「多摩川流域懇談会」を設置し、その中に行政部会、企業部会、市民部会の3つの部会が設けられた。これまで、多摩川センターは、市民部会の窓口となった多摩川市民フォーラムの事務局代行業務をボランティア協力事業として、また、多摩川流域懇談会事務局を2000年は受託事業、それ以降はボランティア協力事業として行ってきた。これまでの経緯と課題、現在の状況を報告する。

当時、市民側の窓口としては、多摩川水系の地先で活動している（市民）団体に呼びかけをおこない、市民意見を積極的に収集することを目的として設立した多摩川市民フォーラムが位置付けられた。市民部会を位置付けるにあたり、多摩川流域セミナーにて、市民団体や市民、流域の自治体を集め、その報告をし、合意がなされている。

河川法改定後の「多摩川河川整備計画」の策定にあたり、多摩川市民フォーラムは、地先の市民意見を収集するための活動「市民アクション」を開催し多くの市民意見を集めた。収集された市民意見は、市民部会（多摩川市民フォーラム）を通じて多摩川流域懇談会にあげられ、議論が重ねられた。京浜工事事務所が2001年3月に策定した「多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】」には、市民意見が生かされているところも随所にみられる。また、市民側は河川整備計画に反映された市民意見、残された課題や地先の市民意見を記録した「多摩川・21世紀の流れ～市民行動計画～」に整理した。当時、市民の意見を収集し、ゆるやかな合意形成を行政と市民間で行う流域懇談会の機能は果たせられたものと評価できる。

しかしながら、多摩川水系河川整備計画策定後の2年間、市民部会の窓口となっている多摩川市民フォーラムが流域の市民への意見収集を行う機会を十

分に設けず、多摩川流域懇談会運営委員会で、市民部会として何を提案し何について「ゆるやかな合意形成」がなされているのかの情報発信も殆どされていない状況が続いてしまっている。その状況について、多摩川センターは、流域懇談会運営委員会や市民部会に対して改善を求めてきた。現在のところ解決の糸口は見出せていないが、新たな市民セクター側の課題として捉え、多摩川流域で活動している市民（団体）と協力、協議しながら、この問題の打開に向けて、更なる試行錯誤をしていかなければならない。

山道(2000)は、今後の河川管理とパートナーシップを形成するための課題を次のように整理している。

- ①パートナーシップを組む相手は誰とだれだろう？
- ②パートナーシップの市民セクター形成のためには？
- ③「川づくり」の合意形成、意思決定はどうあるべきだろう？

行政セクター側は、合意形成をする場合、どのような立場の人々（市民）を対象とするのか、市民セクター側はどのような人を代議員として、流域懇談会の場に送るのかといった点を見直す時期に差し掛かっているものと考えられる。

これまで、多摩川流域懇談会では、河川管理者がパートナーシップを組む市民側の窓口を多摩川市民フォーラムとしてきた。しかしながら、平成14年12月には東京都多摩地域だけでも環境保全を目的としたNPO法人が106団体、東京都全域では539団体が認証を受けている（（財）東京市町村自治調査会多摩交流センター, 2003）。これらの団体のなかで多摩川水系を活動対象とし河川環境問題に取り組んでいるNPO法人も複数見られており、多摩川流域懇談会設立当初の状況に比べ、飛躍的にNPO法人が増加したことが推測される。したがって、市民部会の構成についても現状に則した見直しが求められる。

このように1998年（平成10年）に、行政と市民とのゆるやかな合意形成を目的として設置された「多摩川流域懇談会」も、時代の変遷により、仕組みとしての課題が生じてきている。

また、多摩川流域懇談会企業部会については設置したものの、当時の河川整備計画策定時においては、市民部会のような盛り上がりは見られなかった。市民セクター側からも、流域の企業に対し、流域懇談会への参加を積極的に呼びかける必要もあり、これ

も今後の課題としてあげられる。

4. パートナースhip事業の事例

多摩川センターで実施している市民や市民団体、行政との協働事業の代表的な事例を紹介する。

【「多摩川流域リバーミュージアム」の実現】

国土交通省京浜河川事務所の事業として「多摩川流域リバーミュージアム（以下、TRM）」が2000年から試行が始まった。TRM事業は、流域に11のサテライトを設け、それを支援する情報センターを設置し、多摩川そのものを野外展示物として、ネットワーク型の博物館を作ろうという試みである。

多摩川流域をひとつの博物館とする構想は、多摩川の自然を守る会が1970年から継続的に行ってきた「多摩川の自然観察会」の経験とデータに基づいて発表された「多摩川教育河川構想」に端を発しているといわれている。この構想は、1960年代～70年代にかけて、多摩川の水質汚濁などにより多摩川の人の利用が少なくなってしまう時代に、自然教育・情操教育・心身錬磨の場として、多摩川の価値を見直し、多摩川の河川環境を取り戻そうという構想である（多摩川の自然を守る会、1990）。

これまで多摩川センターは、TRM事業について試行業務が始まった当初から受託事業として参加し、多摩川をテーマとして活動している流域の学校などの川における総合的な学習のプログラム相談や体験活動の指導、運営支援、サテライトにおける解説業務などを実施してきた。

一方、TRM事業を市民側でも応援するため、多摩川流域で活動している研究者、地先で活動している市民団体などが集まり、2003年5月にTRM検討協議会（代表 横山十四男）が発足された。現在、多摩川センターは、TRM検討協議会からの依頼を受け、ボランティア協力事業としてTRM検討協議会事務局を引き受けている。

TRM検討協議会では、規約の作成、運営委員の選出を終え、運営委員会を開催しながら、具体的な事業の展開を検討している段階である。平成15年6月に、博物館法が一部改定され博物館の認定基準が緩和されたこともあり、TRMを博物館法に則した、新しい形のフィールドミュージアムとして実現できるような活動を開始している。現在、部会の編成を行い①基本構想検討部会、②ネットワーク部会、③情報部会の3部会を設け、部会単位での活動をする事としてしている。

基本構想検討部会は、流域の市民・研究者により、博物館構想を立案し、多摩川流域懇談会を通じて、その仕組みを提案していこうという部会である。

ネットワーク部会は、流域の市民・市民団体、大学などの研究機関、研究者、学校、郷土博物館など社会教育機関などの各ネットワークを構築することを検討、実践していくことを目的とした部会である。

情報部会は、多摩川流域の情報の収集と発信の具体的な活動を実施していくことを検討することを目的とした部会である。

また、これまでTRM事業の研修会に参加した学生や小・中学校などの多摩川での活動を支援するTRM活動支援などにサポートとして参加した学生有志が集まって、『多摩川学生ネット』が組織し始めている。当面は、メーリングリストの立ち上げを行い、首都圏の複数の大学・専門学校の学生が集い、情報交換をしながら、多摩川を知るためのフィールドワークの実施などを行う、将来的には多摩川をテーマとした研究活動の実施などをしていく予定だという。

一方、福生市、調布市、府中市等の流域の自治体では、市民参加による環境基本計画などの策定がなされており、これらの計画では、多摩川本川や野川、浅川などの支流などの河川環境の保全を謳っているものもあり、自治体の事業、市民活動、河川管理者の事業においても、その課題解決を視野に入れた形での実践活動が望まれる。すでに流域のいくつかの自治体では、TRM活動に理解を示し、TRM情報サテライトなどの整備を検討しているところも出始めている。TRM事業は、各自治体の環境基本計画などと河川管理計画を具体的に結びつける事業となりうる可能性を持っている。



写真 TRM研究会の実施（TRM検討協議会主催）
佐々木寧（埼玉大学教授）による多摩川河口の植生の講義、多摩川に興味をもつ学生が多数参加した（2003年12月20日 多摩川大師橋下流右岸）

【身近な水環境の全国一斉調査の実現】

みずとみどり研究会（代表 小倉紀雄）では、環境週間にあたる2004年6月6日（日）に簡易水質調査器具を用いた全国規模の「身近な水環境の一斉調査」を計画している。この事業は普段から水環境について関心があり、これまでの活動で簡易水質調査を実施している市民・市民団体を対象として、簡易水質測定法での精度管理と全国比較できるデータベースづくりを目的として試行的に実施する予定であり、(財)河川環境管理財団河川整備基金の助成を受けながら活動を2年計画で進めている。

一方で、国土交通省では、来年度から「身近な河川水質調査」を計画しており、全国各地の流域の水質状況をわかりやすく示す「水環境マップ」の作成を検討している。

この2つの事業は市民団体と河川管理者が連携して行うこととなり、行政（国土交通省河川局）－市民団体（みずとみどり研究会）、市民団体（みずとみどり研究会）－市民団体（多摩川センター）と二つの連携により事業展開が生まれてきたものである。

5. 最後に

任意団体の多摩川センターが設立され、既に10年が経過する。これまでの活動を振り返ると、多摩川センターとしての目標は設立時の「多摩川復権部会」の基本提言1～4の実現にあるが、まだまだ十分でない。現在、流域の市民－行政、市民（団体）－市民（団体）が協働事業を模索し始め、パートナーシップによる「いい川」づくりを実現するための一つ一つの事業がやっと芽生えたばかりである。

昨今、「住民参加」、「パートナーシップ」、「合意形成」などの言葉は日常的に使われるようになったが、多摩川における流域懇談会の状況を見るように、まだシステムとして成熟するまでには至っておらず、今後も試行錯誤を繰り返さなければならない。真のパートナーシップによる「いい川」づくり実現のためには、より多くの流域の市民・行政・企業が多摩川に関心を持ってもらい、理解を深めてもらうこと、そして、多くの市民（団体）の意見が、ゆるやかな合意形成の場として位置付けられる流域懇談会の場にあげられる仕組みづくりの確立が待たれる。

また、今回紹介した「TRM事業」や「身近な水環境の一斉調査」などの事業レベルのパートナーシップによる取り組みは、NPOの特性を生かしたNPO支援（参加）型事業のモデルとなりえるものと考えて

いる。

多摩川センターは、今後も種々の業務を実施しながら、基本提言の実現を目標として活動を継続していく。関係団体、市民の皆様においては、今後とも私共の活動に対しての理解と協力をお願いしたい。

注1) 市民環境科学の視点

市民環境科学とは『市民が身近な環境を調べ、得られた結果を整理し実態を明らかにする。それらの活動を通じ、身近な環境から地球規模の環境まで広く考え、問題解決のための実践活動に結びつけること』と定義されている。これを実践するためには、①身近な環境を調べ、その実態を認識すること、②環境を監視（モニタリング）すること、③新しい発見につなげること、④地域の環境から地球規模を考え、より良い環境とかけがえのない地球を守る意識をもつこと、⑤環境問題を広く考え、その解決のための実践活動に結びつけることを意義とし、発展の条件としては、①精度の高い環境調査・測定の実施、②環境調査・測定の長期間の継続、③結果のまとめと公表、④熱意のあるグループリーダーの存在と専門家の助言・協力、⑤環境学習の推進、⑥わかりやすい参考書が存在が、発展の条件と整理している（小倉、2003）

【参考文献】

- 山道省三、2000、多摩川をモデルとした「河川環境の保全」に関する住民参加型的手法、制度についての調査・研究、(財)とうきゅう環境浄化財団（一般）研究助成 No.199.
- 小倉紀雄、2003、市民環境科学への招待－水環境を守るために－、pp194、裳華社.
- 小倉紀雄・倉 宗司、2001、市民環境科学の実践－身近な川の一斉調査10年から学ぶこと、水環境学会誌、24、86-89.
- 多摩川の自然を守る会、1990、多摩川の保護と利用：多摩川に生きる 横山理子著作集、P75－P140、のんびる舎.
- 多摩川市民フォーラム事務局、2001、多摩川・21世紀の流れ ～市民行動計画～、64pp.
- 国土交通省関東地方整備局京浜工事事務所、2001、多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】、67pp.
- 財団法人河川環境管理財団、2001、多摩川水系河川整備計画読本、199pp.
- 国土交通省河川局、2003、身近な水環境の全国一斉調査の実施について、記者発表資料.
- (財)東京市町村自治調査会多摩交流センター、2003、平成14年度多摩交流センター事業実績報告書、P34.